

那智勝浦町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、かつ、地域において手話が使用されやすい環境を整備するための町の責務及び町民の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、基本理念にのっとり、手話の普及を図り、手話が使用されやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話についての理解の推進及び普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

(町民の役割)

第4条 町民は、第2条に定める基本理念に対する理解を深め、前条各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(施策を推進するための方針)

第5条 町は、第3条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
2 町は、第3条各号に掲げる施策と障害者の福祉に関する計画との整合性を図りながら、国、県及び周辺の市町村との連携に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。